

2002年1月10日

緊急提言

「世界一の知財立国を作ろう」

日本経済の新たな成長戦略

知的財産国家戦略フォーラムは、21世紀の日本を牽引するエンジンは特許やノウハウなどの知的財産にあると考え、知的財産の蓄積に向けた政策を強力に推進するための緊急提言を行う。不良債権処理の清算作業を進める一方で、知財育成という成長戦略を同時に推進しなければ経済再興は実現しない。

1990年代後半から、IT（情報技術）を核とした急速な技術革新によって、産業構造の変革が世界的に進んでいる。我が国の産業技術の多くは、高度経済成長期を経て成熟し、後発国の追い上げによって競争力を失ってきた。多くの企業が海外移転を進めており、産業空洞化による技術開発力の低下が憂慮される。

このような状況の中で、我が国経済の国際競争力を回復する唯一の手段は、知的財産により国富を創造する以外にあり得ない。生命工学や金融工学といった先端技術だけでなく経営ノウハウを含めた広範な分野で、知的財産を世界に先駆けて産み続ける社会的な仕組みを、国家の強い意思で早期に確立することが急務である。

そのためには発明者に十分に報いる環境を作り、さまざまな規制も撤廃し、企業、大学、研究機関が、のびのびと知的財産の創造活動ができるようにしなければならない。同時に知的財産を十分に保護する制度改革が不可欠である。

知財国家の達成には大学・教育・企業・行政・外交・立法・司法の7分野での抜本改革が必要であり、政治的リーダーシップが求められる。政府・国会は2010年までに、経済的付加価値の高い無形資産を最も多く持つ「世界一の知財立国」になることを国家目標に掲げ、実現に向けた政策を総合的に検討・実現・事後監視する機関をそれぞれ設置し、必要な関連法制の整備等を急ぐべきである。

知的財産国家戦略フォーラム
代表 荒井寿光

【今なぜ知的財産戦略か】

1. 日本経済の危機

成長率が停滞し、失業率が高くなっている。貿易黒字も減少、数年後には赤字に転落する。原因は製造業の国際競争力の低下とサービス産業の低迷である。

2. もの作りから知恵作りへ

製造業の国際競争力を高める基盤は、高度で独創的な製造技術と、斬新な企画力であり、それを支える知的財産権の確立である。第二次科学技術基本計画は、科学技術の振興のために5年間で24兆円を投入しようとしているが、この成果を特許として保護し、活用しなければ宝の持ち腐れとなる。

大学は基本技術の源泉であるにもかかわらず、特許を軽視していた。大学改革により、特許を重視する体制を作ることが必要である。特許はこれまで「侵害のし得状態」であったが、侵害を許さない司法判断を確立し、知恵作りの経済社会を作らなければならない。

3. 特許も構造改革が必要

日本は特許の出願数こそ世界一だが、成立件数はアメリカより少なく、しかも現存する約100万件のうち、3分の1は使われていない。戦後、我が国は欧米から基本特許を輸入し、国内でそれを活用して品質のいいものを安く大量に市場へ供給することにより、高度経済成長を実現した。しかし、欧米はもはや簡単に基本特許を日本に輸出しない。日本の大学も特許を軽視してきたため、基本特許が少ない。このまま行けば、物も技術収支も赤字になりかねない。

4. これからは日本もプロ・パテント(知財重視)の時代

アメリカは1980年代、レーガン政権期に規制緩和とプロ・パテント政策を強力に推進した。産学連携のパイプを一層太くし、ベンチャーへの投資環境も整備、数多くの新興企業が誕生した。老舗の大手企業も事業分野の「選択と集中」を進めて経営効率を高め、90年代には経済を建て直した。ベンチャーから大手企業まで、国際競争力のあるアメリカ企業を守っているのが、特許行政から迅速な裁判を含めた幅広いプロ・パテント政策である。一方、日本では、特許や著作権は経済的、社会的に重要であるにもかかわらず、行政も企業も大学も、それぞれ個別分野での行政実務や法律などの専門家に議論をまかせ、国としての総合的な戦略がなかった。

【10年計画】

そこで 2010年までに、経済的付加価値の高い無形資産を最も多く持つ「世界一の知財立国」になることを国家目標とし、大学・教育・企業・行政・外交・立法・司法の7分野において、国家戦略を策定し、総合的に実現することを提言する。国家戦略は次の3期に分けて実施する。

第1期 着手期（2002 - 2004）

知的財産国家戦略委員会を作り、総合戦略のもと、法令の改正を行う。

第2期 改革期（2005 - 2008）

知財裁判所、知財ロースクールがスタートし、各方面で改革を実行する。

第3期 結実期（2009 - 2010）

知的財産立国が実現し、経済的にも学術的にも世界のトップになる。

【知的創造サイクルを大きく回す】

特許、著作権を含めた全ての知的財産を強くするためには、「創造」、「権利確認」、「権利活用」の三つの機能を強化しなければならない。これら機能がつながる「知的創造サイクル」を、速く、大きく回すことが、日本経済再生の起爆剤となる。

【7分野の戦略】

「知的創造サイクル」拡充に向け、当フォーラムは大学、教育、企業、行政、外交、立法、司法の7分野にわたり総合的な戦略を提言する。

1 大学 知財の源流となる大学改革を

【目標】 世界最先端の知的財産を数多く生み出し、これらを実用化することにより、活力あるベンチャー・ビジネスの源泉となり、競争力の高い新産業の源流となる

[現状] 象牙の塔である。大学は、企業の研究開発では生まれにくい創造的な発明に寄与する重要な役割を担っているが、国立大学を中心に多額の公費がつき込まれているにもかかわらず、この要請に応えていない。大学が競争にさらされていないためだ。優秀な研究者の頭脳流出が起き、海外の優秀な研究者の来訪も限られている。

[提 案]

知的財産を生み出す研究環境を整備する

優秀な技術者の海外流出が多発するようでは、我が国の将来は危うい。競争原理のなかで、のびのびとした研究環境を与えるとともに、プロのスポーツ選手と同様、年俸数億円を貰う研究者が出るよう報酬体系等を見直す。

特許を大学教官人事の評価基準とする

アメリカでは大学教師の人事評価に特許件数が活用されている。2000年にノーベル化学賞を受賞した白川英樹名誉教授は23件、2001年に受賞した野依良治名誉教授は106件の特許を取得している。こうした例を理工系の教員のモデルとしたい。

ベンチャー・ビジネスにつなげるように規制を緩和する

技術移転機関（TLO）を含む産学連携が定着、発展するよう各種の規制を撤廃・緩和する。特に、がんじがらめの商法の規定を大幅に緩和する¹。大学等からの企業への技術移転実績を日米比較すると1999年時点で、米国が約3300件であるのに対し、日本は20件弱にとどまっている。産学連携強化に向け規制改革が急務である。

2 教育 知財を生み出す人材教育を

[目 標] 創造的で、向上心に燃える人材を育成、技術移転や起業を促す

[現 状] 凡庸なサラリーマン育成に偏重している。小・中・高校生の数学（算数）理科の基礎学力も低下、多くの大学の理工系学部で補習授業を導入せざるを得ない状況にある。このままでは創造を担うべき人材の輩出が先細りする。

[提 案]

知的財産を生み出すことを高く評価する教育システムを作る

高校生、大学生が発明をした場合、特許取得に対して単位を与える。

起業家育成プログラムを作る

スイスのように、放課後、高校生や大学生がベンチャー企業の手伝いをし、

¹ とりわけ現物出資・財産引受（173条、173条の2）事後設立（246条）新株の発行（とりわけ、280条の2第2項、280条の5の2）に関する規制

発明者となるよう環境整備する。例えば定年退職した研究者がアドバイザーとなって、学生に研究開発のノウハウを指導し、一緒に発明をして、特許取得のトレーニングをする。

教員に知財教育をする

外部の知的財産専門家を講師として迎える。

3 企業 知財を企業収益の柱に

【目標】 知財を経営戦略の柱にすえ、株主価値の増大に役立つ経営を推進する

〔現状〕 知財戦略が欠如している。 企業経営において知財戦略の優劣が経営効率を高める要であることの認識が薄い。例えば法務部や知的財産部が経営と切り離され、収益を生まないコストセンターとして位置付けられてきた。企業が有効な知的財産戦略を展開するためには評価方法も未整備である。

〔提案〕

知財報告書を発表する

企業の活動を正確に公表することは株主に対する企業経営者の義務である。企業は、特許の出願件数、公開された内容、特許成立率、保有特許件数、特許実施件数などの状況を株主に公開する。「環境報告書」と同様、企業に投資する際の有力な評価基準となる。知財報告書の作成を通じ、研究開発や特許出願の非効率な部分も浮かび上がる。

1社1基本特許運動をする

日本企業の特許戦略は「質より量」だった。世界に通用し、外貨を稼げる基本特許を上場企業は少なくとも1個は取得する。

4 行政 知財を支援する行政に

【目標】 ユーザーにやさしく、スピードの速い、世界各国のモデルになるような行政に向け、制度の見直しを行い、運用を改善する

〔現状〕 サービス精神が足りない。 行政手続きが遅れると経済社会に与える影響が大きいことを行政責任者は強く認識する必要がある。

[提 案]

特許庁は個人やベンチャー企業に特許手続を親切に教える

特許庁に訪問してパソコン上で出願書類を閲覧する際、書類の複写を依頼すると、画面で見ている書類をコピーするだけで4日程度もかかり、しかも後日、特許庁に取りに行かなければならない。こうした運用を早急に改善する。

特許取得を支援する審査に移行する

これまで特許庁は特許としない理由の発見に全精力を尽くしており、この結果として、特許取得を遅く、弱く、狭くしていた。今後は有益な発明を特許とするため、特許取得を支援する審査へと発想を転換する。

特許は出願されたら、すぐに審査する

日本の特許審査は先進国の中では、もっとも遅い。日本企業が国際出願した場合は、アメリカ、ヨーロッパで特許を取得した後、日本で取得するというパターンが定着している。特許を出願すれば、すぐに審査され合否がわかる方が、企業の特許戦略からも好ましいし、同じ研究開発への重複投資も避けられる。

審査のスピードを上げると特許の質が下がるという意見があるが、行政の効率化は、スピードと質を同時に上げることであり、裁判所が知的財産の裁判に関して計画審理方式を導入し、質を維持しながらスピードを上げていることは、「スピードと質」が両立することを示している。

特許庁は、優秀な人材を多数擁しており、中央官庁で初めて電子出願手続を構築した利点をフルに生かせば、思い切った体制整備をすることにより出願即時審査も可能となる。実現に向け、出願から3年以内に審査請求する審査請求制度を廃止、拒絶査定につながった有用技術情報の提供者への報償制度を導入する。

いち早く審査し権利化する国には先端技術情報が集まり、技術開発を刺激することになる。

5 外交 日本^の知財^の権益^を守る

【目 標】知財保護に消極的な国・地域に対して通商政策の手段を活用し、日本の生命線である知的財産を守る

[現 状] 日本製品の模倣品製造が放置されている。日本企業の利益確保のため、模倣品を多く製造しているアジア諸国との外交折衝が鍵を握る。

[提 案]

「ニセモノ放置国家」を監視・制裁する

日本企業の知的財産権を侵害する商品の製造や輸出入が中国や東南アジアを中心に横行、オートバイ、電機、キャラクター関連会社などは悲鳴をあげている。特に中国で年間生産されるオートバイ約1100万台のうち、約70%は日本企業の模倣品である。政府はこうした違法行為を放置する国・地域に対して監視活動を強化、通商法を最大限活用する姿勢が必要である。特にWTO加盟後の中国に対しては直ちに国際ルールに基づき必要な措置を検討する。

ニセモノの流入を防ぐ国際貿易委員会を作る

特許権等の侵害品の国内流入を防止するため、税関での水際対策を強化することが急務である。2003年通常国会までに国家行政組織法、関税定率法等の改正を求める。定率法は広範な知的財産権について侵害商品の輸入禁止規定を置きながら、特許権、意匠権については手続き規定を欠く。

国家行政組織法等を見直し、模倣品の水際対策の専門組織として日本版ITC（国際貿易委員会）を設置する。米ITCは1916年設立の準司法機関であり、模倣品に関し迅速、強力な輸入禁止措置を発動している。

「小さな政府」化のなかでこれが難しい場合には少なくとも関税定率法を2002年中に見直し、特許庁の審判機能を積極的に水際対策に活用する。具体的には模倣品の輸入差し止めを税関長に求める権利を明確化し、申し立てがあれば税関長は申し立て人の費用において特許庁に対し侵害・非侵害の判定を求め、黒判定の場合には即座に水際措置を講ずることができるようにする。特許侵害訴訟が継続していてもその結審を待たないことにする。輸入者保護のため、税関長による申し立て人に対する供託制度もあわせて設ける。

6 立法 21世紀型知財法体系を作る

【目 標】情報革命の進展、経済国際化に対応した知財・租税法体系を整備する

[現 状] 現行法制は時代遅れで、小手先の改正のつなぎあわせとなっている。知的財産は、有体物以上の価値を持ち始めており、その「窃盗」には有体物の窃盗以上の損害が発生する恐れもあるが、国内法制は未整備のまま。 「情報はタダ」「特許権や著作権は侵害してもいい」という知的財産価値軽視の社会風土そのものを変える必要がある。氷山の一角しか捕捉できない知的財産の侵害行為に対しては、効果的な抑止力の形成が急務だ。

[提 案]

知的財産国家戦略委員会を創設する

ゲーム産業は我が国が生んだ世界的なソフト産業であるが、そのプログラム、画面表示などは文化の発展を目的とする著作権法で保護され、同法は文化庁が所管する。その機能などのアイディアは特許法で保護され、同法は特許庁が所管しているが、特許庁は滞貨案件の処理の合間に法改正を担当している。また、種苗法などは他の省庁の担当であり、我が国で知的財産の総合政策を考えている役所はない。

本提言中の具体的な制度改革等に限らず、「見えざる戦略」を含め、知財国家実現に向けた国家戦略を総合的な観点から検討・実現・事後監視する機関として、政府に知的財産国家戦略会議を、また国会に知的財産国家戦略委員会を設置し、必要な関連法制の整備を急ぐ。

3倍賠償制度を導入する

知的財産を故意に侵害、不正利用した場合には、民事制裁として3倍賠償を義務づける。過失で無断使用した場合と、故意に侵害した場合の損害賠償額が同じでは、侵害の抑止効果が不十分であり、知的財産を重視する国とはいえない。知的財産の侵害の場合、損害立証は極めて難しく、実際には立証されたものの3倍程度の損害がある場合も多い。

情報窃盗罪を創設する

経済価値の高い情報を盗む行為に対し、現行刑法の規定は不十分である。ある裁判例では企業から重要な営業情報を盗んだ者に対し、情報が入った磁気テープ（時価千円）を窃取したとして、有罪とした。保護すべきはテープではなく、情報そのものであるが、窮余の策だった。知的財産を十分に保護しなければ、先行者利益は損なわれやすく、独創的な知的財産創造への動機づけが薄れる。また漏洩に外国政府機関が関与していた場合には厳罰規定を置く。知的財産の海外不正流出に対し毅然とした姿勢がなければ、国富の蓄積は難しい。

知財を育成する税制に変える

知的財産による所得を広く非課税所得とする。また創業者が株式公開時に譲渡所得の優遇処置を受けるように、個人の知的財産権に対しても譲渡所得課税を軽減する。

7 司法戦略 知財訴訟の空洞化に歯止めを

【目標】発明者や創作者にとって使い易く、当事者から信頼される司法制度を構築する。また日本の裁判所が世界の司法判断をリードすることを目指す

[現状] 知財訴訟が空洞化している。知的財産の侵害訴訟を早期に解決するため、日本企業が米国で訴訟する現象が見られる。我が国には特許法などの法律知識に加えて、技術的知識や国際事情などの知見を有する知財専門家が少なく、国際紛争で著しく不利な状況にある。

[提案]

知財裁判所を創設する

知財紛争は、解決までのスピードが命である。特に訴訟経費が経営を大きく圧迫するベンチャー企業にとっては「遅い勝訴判決」は何の意味も持たない。現行の知財訴訟は、物理や化学の基本用語を裁判官に手取り足取り教えながら進めることもあり、著しく信頼感に欠ける。ハイテク分野の紛争解決には、まず技術への理解が第一歩であり、法律は紛争解決のルールにすぎない。

そこで、技術的素養を持つ裁判官（特許庁からの裁判所出向経験者を一定の資格試験を経て登用したり、知財専門の弁護士や弁理士を登用）を集めて、合議体として技術内容を判断する「知的財産裁判所」を韓国に続き、アジアで2番目に設置する。

事は急を要するのであり、これから、やおら養成を始めるといった態勢では、まったく間に合わない。現有の人的資源を動員することをまず考えるべきである。この場合、法律家のようないわゆる「文科系」の人間に理工系の学問を仕込むことは極めて難しく、理工系の人間に知財法を中心とした法律を教える方が、はるかに効率がよい。したがって、特許庁の審判官や「ポストク」を知財裁判官に起用する。

知財裁判制度の整備により、先端分野での紛争解決の規範を我が国の司法が諸外国に先駆けて設定できるようになれば、海外の知財関連の情報や係争が日本に集中し、いっそうの技術開発に結びつく。

知財ロースクールを早期に立ち上げる

弁護士・弁理士界、企業に限らず、知財専門家の層が我が国は極めて薄い。技術、経営などの素養のうえに、法的思考法を身につけた人材を早急に育成しなければ、我が国企業は国際的な技術契約や知財紛争で劣勢に立たされたまま

となる。立法・司法・行政面でも政策や運用が後手に回るのも人材不足に負うところが大きい。

法曹の大幅増員のため、政府が2004年度開講を目指し検討を進めている法科大学院（ロースクール）は幅広い分野で、知財国家を支える人材を数多く送り出す必要がある。先端技術を巡る紛争の交渉や裁判、複雑な国際ライセンス契約のとりまとめ、知的財産関連法の立法作業等、知財法律家に対する社会のニーズは年々、高まっている。にもかかわらず、技術の分かる判事、ビジネス感覚を持つ弁護士、過剰規制に悩む起業家の実情を肌身で感じる立法担当官は極めて少ないのが我が国法曹の現状である。法科大学院はこうした状況を打開するものとして期待されており、知財国家実現に寄与する制度設計が求められている。具体的には以下のような方向で法科大学院を作る必要がある。

- 1) ロースクールの設立は原則自由とし、在来型の設置基準のような拘束は廃する。市場による選別に任せ、社会ニーズを各スクールが自ら探る。
- 2) 理工系出身者を中心に入学させる。
- 3) カリキュラム等を各法科大学院に任せ、政府は知財分野で特徴を出したいと望む法科大学院の邪魔をしない。
- 4) 知財法律家を含め、早期に大量の優秀な法曹を育成するため、法科大学院設立への寄付を所得控除する。
- 5) 現行では、司法修習は有給・強制であるが、このことが、法曹人口を増大させることができないエクスキューズとして使われてきた。したがって、現行の司法修習は、廃止する。かりに弁護士会あるいは法曹三者で、初任研修機関をつくるとすれば、有償・任意制とし、カリキュラムも飛躍的に多彩なものにする。研修生には、当然ながら、どのような科目を選択するかの自由を与える。

<知財ロースクールのイメージ>

目 的	知的財産に強い弁護士、裁判官、知財ビジネスマンの養成
対 象	理工系出身者
入学者資格	AO入試（アドミッションオフィス方式による入学者選抜：職業経験を重視：自己推薦書や課題論文の面接などで選抜する）
カリキュラム	実務的な知財法の最先端を習得するカリキュラム（基礎的な知識は自ら習得する）
修業年限	3年を標準（優秀者は短縮修了可；4年超は放校）
教育方法	討論技術と説得力を磨くケース・スタディ重視
教員組織	実務家（知財の経験豊富な裁判官、弁護士、弁理士など）
新司法試験	レベル確認のための資格試験（選抜試験としない）

【フォーラムの概要】

1. フォーラム設立の経緯

知的財産国家戦略フォーラムは2001年8月30日、11人のメンバーと6人のオブザーバーで発足した。

旗揚げの直接の契機は、2001年5月、米政府がバイオ関連技術を巡るスパイ容疑で日本人研究者2人を起訴した事件である。うち1人が、日本政府が出資する理化学研究所の職員であったことから、米政府は米経済スパイ法の外国政府支援活動条項の違反容疑で初めて訴追に踏み切った。この事件では技術試料の持ち出しに対する米国の厳しい管理姿勢と、我が国の公的研究機関における管理のあまさも浮かび上がった。

2001年8月には青色発光ダイオードなどの世界的発明をした中村修二教授が、元の勤務先の会社を相手取って20億円の損害賠償請求の訴えをしたが、彼の発明に対する報償が2万円にすぎなかったことが明らかになった。これをきっかけに企業の研究者に対する発明意欲向上のための制度について議論が沸き起こった。

折しも、日本政府は技術政策や教育、司法制度の構造的な見直しなどに本格的に取り組み始めたところであった。「こうした改革議論とあわせて、知的財産の総合戦略を推進しなければ日本経済再生は困難である」との危機感から、当フォーラムの議論はスタートした。

2001年10月5日、当フォーラムは第1次提言を公表した。その後、関係省庁や立法、司法関係者など外部有識者から、数多くの意見をいただいた。9回の研究会と1000通を超える電子メールによる意見交換を経て、2002年1月、第2次提言を公表する。

知的財産に関する国家戦略としては、当フォーラムが今回まとめた提言が最も多角的な視点から総合的に検討したものであり、立法、司法、行政、教育等の各分野で、一刻も早く、提言内容の実現に向けた取り組みがなされることを切に期待する。

今後、当フォーラムは各界の取り組み状況を逐次、分析・検討していく予定である。

2. 検討会議の状況

- 第1回： 2001年8月30日（於：日本プレスセンタービル）
報告： 1）荒井寿光（フォーラムの運営・進め方について）
2）山本貴史（大学戦略、TLOについて）
- 第2回： 2001年9月13日（以下、於：日本技術貿易）
報告： 1）隅蔵康一（大学と知的財産権）
2）安念潤司（技術移転政策について）
- 第3回： 2001年10月4日
報告： 1）下坂スミ子（行政改革について）
議題： 2）第1次提言の取りまとめ
- 第4回： 2001年10月16日
報告： 1）末吉 互（弁護士の立場からの提言）
- 第5回： 2001年11月1日
報告： 1）渡部俊也（大学戦略）
2）原 豊（企業戦略）
- 第6回： 2001年11月21日
講演： 1）中村修二 氏（ゲスト＝カリフォルニア大）
2）ニルス・ライマース 氏（ゲスト＝スタンフォード大）
- 第7回： 2001年12月6日
講演： 1）松村謙三 氏（ゲスト＝プリヴェ・チューリッヒ証券）
報告： 1）久保利英明（司法と知財戦略）
- 第8回： 2001年12月20日
議題： 第2次提言の第1回取りまとめ
- 第9回： 2002年1月9日
議題： 第2次提言の第2回取りまとめ

3. メンバー

〔敬称略、50音順〕

- 荒井 寿光（知財評論家）〔代表〕
安念 潤司（成蹊大学法学部教授）
久保利 英明（弁護士）
下坂 スミ子（弁理士）
末吉 互（弁護士）
隅蔵 康一（政策研究大学院大学助教授）
成毛 真（株式会社インスパイア社長）
馬場 錬成（科学ジャーナリスト）〔副代表〕
原 豊（株式会社リクルート・ディビジョンエグゼクティブ）
山本 貴史（株式会社先端科学技術インキュベーションセンター社長）
渡部 俊也（東京大学先端科学技術研究センター教授）

知的財産国家戦略フォーラム

< お問い合わせ先 >

荒井 寿光 (arai-hisamitsu@nexi.go.jp) 電話 03 - 3512 - 7691

馬場 錬成 (baba@netv.com) 電話 03 - 3643 - 1011